

### 3 生徒心得

校訓「自ら学ぶ」「自ら治む」「自ら鍛う」の自立の精神を柱とし、可児高生としての自覚と誇りをもって学業及び部活動に励む生徒であれ。

#### 1 校内生活

(1) 始業時刻の8時15分までに教室に入る。

① ゆとりを持って登校し、8時15分には教室の所定の座席に着席していること。

★ 遅刻の判断

始業のチャイムが鳴った時点で教室にいない場合、遅刻とする。

★ 遅刻した場合の手続き

遅刻の場合は、職員室前廊下（または職員室教頭席）にて所定の手続きを済ませた後、届け出用紙を持って教室に入り、当該教科の担任に提出する。

② 放課後まで許可なく校外に出ない。

(2) 下校時刻の18時00分までに校外に出る。

① 17時45分には更衣を始めるなど、ゆとりを持って帰宅準備をして、18時00分には校門の外に出ていること。

② 守られない場合は、該当の活動（部活動・生徒会活動など）が制約される。

(3) 全校朝会時は、8時15分までに体育館（またはグラウンド）に集合する。

① 身だしなみを正し、1列横隊（グラウンドの場合は2列縦隊）で整列する。

② 手袋・膝掛け・マフラー等は使用しない。

★ 遅刻の判断

始業のチャイムが鳴った時点で体育館にいない場合、遅刻とする。

(4) 集会および各種行事では常に5分前に集合する。

(5) 携帯電話を校内に持ち込む場合は、下記の全てを遵守すること。

① 授業時、SHR時は絶対に使用しない。

② 歩きながら使用したり、ゲームをしたりしない。

③ 考査時については、電源を切り、カバンの中に入れる。

④ 電話番号に変更があった場合は、HR担任に申し出る。

#### 2 服装・身だしなみ

(1) 服装

① 登下校の際には、常に制服を着用する。（休日の模擬試験等の場合も同様）

② 休日に部活動で登校する場合も制服とする。ただし、顧問から指示のあった場合には、部で認めているトレーニングウェア等での登校を認める。

③ 対外試合の応援や校外での活動（定期演奏会等）に参加する場合は制服を着用する。

(2) 制服

① Aタイプの制服については以下のように定める。

ア 冬服：本校指定のブレザー、カッターシャツ、スラックスを着用し、学年指定ネクタイを締め、ネクタイピンをする。

イ 夏服：半袖シャツを基本とし、ノーネクタイとする。

#### 【Aタイプの制服細則】

- ★ カッターシャツの裾はズボンにきちんと入れること。またブレザーや長袖シャツのボタンをきちんととめ、防寒着等がブレザーからはみ出さないようにすること。
- ★ 冬服時のカッターシャツは第一ボタンをとめ、ネクタイは上までしっかりと締めること。
- ★ 夏服時、体温調節や皮膚疾患対策で長袖（カッターシャツ）を着用しても良い。
- ★ ズボンには必ずベルトを着用すること。
- ★ 寒冷時にはニットのベストやカーディガン（ネクタイの学年色のラインが隠れないようなものとする）を着用できる。この場合、色は、白・黒・紺・グレー・ベージュ・茶等の無地のものとする。ただしワンポイントは認める。なお、カーディガンは必ずブレザーの下に着用し（カーディガンのみで生活しない。ベストは可）、ブレザーの裾から見苦しく出ないようにすること。
- ★ ソックスの色は制服に合うものとし、夏服時にも必ず着用すること。

② Bタイプの制服については以下のように定める。

ア 冬服：本校指定のブレザー、ブラウス、スカート（スラックス可）を着用し、学年指定ネクタイを締め、ネクタイピンをする。

イ 夏服：半袖シャツを基本とし、ノーネクタイとする。

#### 【Bタイプの制服細則】

- ★ブラウスの裾はスカートにきちんと入れること。またスカート丈は、折り曲げず直立の姿勢でスカートの裾が膝下にくる長さがあること。
- ★冬服時のブラウスは第一ボタンをとめ、ネクタイは上までしっかりと締めること。
- ★夏服時、体温調節や皮膚疾患対策で長袖（ブラウス）を着用しても良い。
- ★寒冷時にはニットのベストやカーディガン（ネクタイの学年色のラインが隠れないようなものとする）を着用できる。この場合、色は、白・黒・紺・グレー・ベージュ・茶等の無地のものとする。ただしワンポイントは認める。なお、カーディガンは必ずブレザーの下に着用（カーディガンのみで生活しない。ベストは可）、ブレザーの裾から見苦しく出ないようにすること。
- ★ソックス及びストッキングの色は制服に合うものとする。
- ★ソックスは、夏服時にも必ず着用すること。

③ 衣替えの時期は原則として、6月1日及び10月1日とする。ただし、気候の状況によって、前後1か月程度の移行期間を設ける。

④ 厳寒時、雨天時に制服の上にコートを着用してもよい。

⑤ コートやマフラー、手袋、レグウォーマー等は教室・職員室内では着用しない。

⑥ 特別な事情により異装を必要とする場合は、HR担任に申し出て承認を得る。

#### (3) 頭髪他

① 清潔、端正な髪型であること。

② 頭髪の加工及び不自然なカットを施さない。

③ 化粧、マニキュア、色つきリップ等をしない。

④ ピアス、指輪等の装身具は禁止する。

★詳細は教室掲示を参照すること。

#### (4) 持ち物

- ① 通学用の鞆は、機能的で収容力の高いものとする。
- ② 他校の校章等の入った鞆の使用は禁止する。
- ③ 身分証明書は必要に応じ携帯し、紛失には十分注意すること。
- ④ すべての持ち物に記名すること。また、学校生活に不必要なものは持参しない。
- ⑤ 必要のない貴重品（特に多額の現金）は持参しない。また貴重品は常に携帯し、携帯できない場合は盗難防止のため貴重品袋等を利用し、HR担任に預けること。また部活動中は活動場所に持参するか、部室に入れ施錠する等、顧問の指示に従うこと。
- ⑥ 携帯電話・電子辞書等の高価なものは、机上に放置することなく自己管理を心掛けること。

#### (5) 履物

- ① 指定の学年色の上履き（スリッパ）と体育館シューズを利用する。
- ② 上履き、下足、体育館シューズの混用をしない。上下の区別をしっかりとる。

### 3 通学・交通

#### (1) 自転車通学について

- ① 自転車通学者は自転車通学許可願を提出（入学時に提出。進級時も確認のため毎年4月に提出）し、発行された自転車通学許可証（ステッカー）を自転車後部に貼り付けること。
  - ② 自転車保険（総合保険が望ましい）に必ず加入をする。
  - ③ 自転車は常に点検・整備を行ない所定の自転車置き場に整列させておく。
  - ④ 駐輪の場合は必ず施錠をすること。（二重ロックが望ましい）
  - ⑤ 道路交通法規を遵守し、安全確認・危険回避運転を励行する。
  - ⑥ 買い替え等で使用する自転車を変更する場合は、自転車許可証の再発行を受ける。
  - ⑦ 万々に備え、ヘルメットを着用する。（推奨事項）
- ※ 後述する[4] 通学時の安全確保を熟読し、安全確保に努めること。

#### (2) 運転免許証取得について

- ① 原付自転車・自動二輪車及び自動車の運転免許証の取得はしない。生命を守る見地から推進されている「四ない運動※」を遵守すること。  
※「（免許を）取らない（車・バイクなどを）買わない 乗らない 乗せてもらわない」

#### (3) 自動車による送迎について

- ① 保護者が自動車で送迎する場合は、危険防止、渋滞緩和のため校内への乗り入れは特別な事情のある場合を除き厳禁する。
- ② 自動車の乗降は、市営駐車場及び指定の近隣店舗駐車場を利用し、路上での乗降は絶対に行なわない。なお、市営駐車場は土日祝祭日の利用はできないので注意すること。
- ③ 雨天時に市営駐車場を使用できるのは、原則3年生のみである。1・2年生は指定の近隣店舗駐車場を利用すること。
- ④ 事故防止、渋滞緩和のため早めの登校を心がける。

### 4 校外生活

(1) 青少年の入場を禁止している場所に立ち寄らない。

(2) ネット情報端末（スマホ、ケータイ、ゲーム機等）は情報モラルを守り、下記3点に留意して、正しく利用する。

- ① 端末はフィルタリングを利用するとともに、セキュリティ対策を施す。
- ② SNS等の利用においては、肖像権に注意し、個人情報を絶対に載せない。
- ③ 他人の誹謗中傷にあたる書き込みや拡散は絶対にしない。

## 5 届出

(1) 欠席、遅刻、早退、忌引は始業前（7時30分～8時00分）に保護者より学校で定めた方法で連絡する。

(2) 以下の事項が生じた時は必ず担任または最寄りの職員に申し出る。

- ① 校内外での事故（交通事故・不審者被害）に遭った時
- ② 法律で定められた伝染病に罹患した時
- ③ 下宿する場合、下宿先の変更があった時
- ④ 家族及び身上の異動があった時
- ⑤ 物品の拾得、紛失をした時
- ⑥ 学校の施設、設備等を破損した時
- ⑦ 身分証明書を紛失した時
- ⑧ 特別な事情によりアルバイトをする場合

## 6 許可・承認

- ① 休学、転学、退学、復学、留学
- ② 自転車通学
- ③ 病気、負傷等による異装
- ④ 掲示、放送、印刷物の配布、発行
- ⑤ クラスや部活動で金銭を徴収する場合
- ⑥ 校内施設、設備、備品の使用
- ⑦ 登校以降の校外への外出
- ⑧ 対外試合または会合への出場、出席（部活動）
- ⑨ 就職内定者の運転免許取得（内定先より免許取得の指示があった場合に限る。入校時期は3年次の2月中旬以降を原則とする）

## 7 規定の改正又は廃止の手続き

- ① 生徒会執行部会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- ② 校長は、前項の規定に基づく求めがあり、校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- ③ 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- ④ 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。